

4 電子申告サービス（eLTAX）及び光ディスク等について

(1) 給与支払報告書等の提出について

日立市では、市・県民税にかかる特別徴収関連手続き（給与支払報告書の提出など）について、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる受付及び光ディスク等による受付を行っています。

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXは、地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営しています。

※ eLTAXの利用方法など詳細については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）を御覧ください。

(2) 特別徴収税額通知の受取方法について

eLTAXにより給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて、電子データ（正本）による受け取りまたは書面（正本）による受け取りを選択することとなります。

このため、特別徴収税額通知の受取方法は次の4パターンとなります。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
パターン①	電子データ（正本）	電子データ（正本）
パターン②	電子データ（正本）	書面（正本）
パターン③	書面（正本）	電子データ（正本）
パターン④	書面（正本）	書面（正本）

- ※ 給与支払報告書を書面または光ディスクにより提出する場合、電子データでの受け取りは選択できません。
- ※ 納税義務者用を電子データで受け取る場合は、従業員の受給者番号の記載が必ず必要となります。
- ※ 詳細については、日立市公式ホームページ（特別徴収税額通知の電子化に関する変更点）を御覧ください。

5 納期の特例について

受給者総人員が常時 10 名未満の事業所は、「納期の特例に関する承認申請書」を提出して承認を受けることにより、6 月分から翌年 5 月分までの市・県民税を 12 月 10 日と 6 月 10 日の年 2 回に分けて納付することができます。

納期の特例を申請する場合は、給与支払報告書の提出の際に「納期の特例に関する承認申請書」を併せて御提出ください。

※ 「納期の特例に関する承認申請書」は日立市公式ホームページに掲載されている「市民税・県民税の給与所得等に係る特別徴収について」のページから印刷することができます。

6 その他

- (1) お送りした「給与支払報告書（総括表）」の印字内容に訂正がある場合は、朱書き訂正してください。
- (2) すでに廃業している場合は、「給与支払報告書（総括表）」に廃業した旨（令和〇年〇月〇日廃業）を朱書きし、返送してください。
 - ※ 廃業した年に、従業員への給与支払いがあった場合は、その年分について「給与支払報告書」の提出が必要になります。
- (3) 税制改正により、令和 3 年 1 月 1 日以降に提出する「給与支払報告書」について、前々年の源泉徴収票の提出枚数が、100 枚以上の場合、eLTAX 又は光ディスクでの提出が義務づけられていますが、令和 9 年以降は、この基準がさらに 30 枚以上に引き下げられる予定です。
 - 該当する事業所様におかれましては、eLTAX 又は光ディスク等による提出の御準備をお願いいたします。
- (4) 給与支払者が個人事業主の場合、番号法に定める本人確認が必要になりますので、次のいずれかの書類を添付してください。①支払者のマイナンバーカードの写し②支払者の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付き身分証明書の写し

【問い合わせ先及び送付先】

日立市 総務部 市民税課 市民税係

〒317-8601 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

<https://www.city.hitachi.lg.jp/>

TEL 0294-22-3111

I P 050-5528-5000

内 線 239・235・236

令和 7 年 11 月 14 日

給与支払者各位

日立市長 小 川 春 樹

(市民税課扱い)

令和 8 年度給与支払報告書の提出について（お願い）

市税につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年もいよいよ年末調整及び給与支払報告書等の作成の時期を迎えることになりました。

つきましては、令和 8 年度給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を下記の事項に留意のうえ作成し、令和 8 年 2 月 2 日（月）まで（必着）に御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 給与支払報告書作成の留意点について

(1) 「総括表」について

同封されている総括表を切り離した後、必要事項を記入し、受給者総人員と報告人員を確認のうえ、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。

なお、独自で作成した総括表を使用される際には、必ず同封されている総括表を添付して御提出ください。

〔記載例：総括表〕

令和 8 年度 給与支払報告書（総括表）提出期限 令和 8 年 2 月 2 日

日立市長 あて 指 定 番 号

令和 8 年 1 月 30 日 提出 001255

給 与 支 払 期 間 令和 年 月分から 月分まで

給 与 支 払 者 の 個人番号又は法人番号 ① 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ ヒタチカブシキガイシャ

事業種目 サービス業

給与支払者の氏名又は名称 日立株式会社

受 給 者 総 人 員 200 人

所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 日立事業所

報 告 人 員 特別徴収対象者 70 人

フリガナ ヒタチシキカブワチウ 1-1-1

普通徴収対象者(退職者) 10 人

〒317-8601

普通徴収対象者(退職者を除く) 20 人

同上の所在地 日立市助川町 1-1-1

報告人員の合計 100 人

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 日立太郎

所 轄 税 務 署 名 日立 税務署

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 人事総人事係 日立さくら 0294-22-3111 内線239

給与の支払方法及びその期日

給与税理士等の氏名及び電話番号

納入書の送付 必要・不要

法人番号（個人事業主の場合は事業主の個人番号）を必ず記入してください。

受給者総人員を必ず記入してください。(他市町村提出者を含む。)

令和 8 年度特別徴収の対象となる人数

上段：普 F の人数
下段：それ以外の普通徴収の人数（一緒に提出が必要となる「普通徴収切替理由書」に記載された普通徴収合計人員－普 F の人数）

「不要」を選択した場合、5 月上旬に送付する特別徴収税額決定通知書に納入書が同封されません。

(2) 「個人別明細書」について

- ア 受給者の住所・個人番号・氏名・フリガナ・生年月日を記入してください。
- イ 扶養親族の数、社会保険料、各保険料の控除額は、漏れなく記入してください。また、「記入した控除の人数、該当項目及び控除額」と「所得控除の額の合計額」が一致することを確認願います。
- ウ 16 歳未満（平成 22 年 1 月 2 日以降生まれ）の扶養親族は、「控除対象扶養親族」には該当しません。
- エ 受給者の中途就・退職があった場合には、「中途就・退職」欄に必ず○印を記入し、中途就・退職年月日を記入してください。
- オ 年の中で就職した方で、前職分を合算して年末調整した場合には、摘要欄に前職分の事業所名、給与額、社会保険料等を記入してください。
- カ 受給者の「個人番号」欄、（源泉・特別）控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」欄、支払者の「個人番号又は法人番号」欄を確認のうえ必ず記入してください。
- ※ 詳細は国税庁ホームページを御確認ください。

2 令和8年度の徴収方法について

個人住民税につきましては、地方税法及び市町村条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から天引きをし、市町村に納付することとされております。（この制度を「特別徴収」といいます。）

茨城県と県内全市町村では、納税者間の公平性、納税者の利便性の確保等を図るため、平成 27 年度から、特別徴収を徹底する取り組みを行っています。

それに伴い、下表に該当する従業員を除き、全ての従業員の方が特別徴収対象となります。
事業者の皆様におかれましては、特別徴収の実施につきまして、御理解・御協力をお願い申し上げます。

（注意）普通徴収が認められる者について

普通徴収が認められるのは、以下のいずれかの理由に該当する従業員に限られます。
普通徴収とするには「普通徴収切替理由書」の提出及び「給与支払報告書（個人別明細書）」に符号の記入が必要です。記入の仕方については、右ページの「記載例：普通徴収切替理由書」、「記載例：給与支払報告書（個人別明細書）」を御覧ください。（eLTAX又は光ディスク等で給与支払報告を提出する場合には、「普通徴収」項目を入力（該当欄にチェック）したうえで、普通徴収の理由として該当する符号を摘要欄に入力してください。）

- 普A 総従業員数が2人以下の事業者から給与を支給されている方
※下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数
- 普B 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方）
- 普C 給与から個人住民税を特別徴収しきれない方（均等割非課税基準所得以下（＝非課税）の方を含む）（補足）
- 普D 給与の支払が不定期な方
- 普E 事業専従者（給与支払者が個人事業主である場合のみ対象）
- 普F 退職している方又は退職予定の方（5月末日まで）及び休職者
※休職者には育児休業中の方を含み、4月1日現在給与の支払を受けていない場合に限ります

- （補足）次の要件に該当すれば均等割非課税基準所得以下（非課税）となります。
- （1）令和8年1月1日時点で、障害者・未成年者・寡婦又はひとり親に該当する方で、令和7年中の所得が135万円以下であった方

（2）令和7年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
{（本人＋扶養人数）×32万円＋10万円＋18万9千円} 以下の方
（控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は42万円以下の方）
- ＊「非課税」の目安は、令和7年中の給与支払額が107万円以下の場合となります。

〔記載例：普通徴収切替理由書〕

普通徴収切替理由書			
市町村名	日立市	指定番号	001255
給与支払者の氏名又は名称	日立株式会社		
符号	普通徴収切替理由	人員	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)		人
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)		人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が107万円以下)	6	人
普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		人
普F	退職者又は5月末日までの退職予定者 (休職、育児休業を含む)	4	人
普通徴収合計人員		※普A～普Fの合計	10人

普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、必ず記入してください。

該当する切替理由(「普A」～「普F」)毎に人員を記入してください。
※切替理由に該当しない受給者は、普通徴収に切り替えることはできません。

控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のうち、国外居住親族の人数を記入してください。

〔記載例：給与支払報告書（個人別明細書）〕

※										※ 種 別		※ 整 理 番 号		※	
※区分										(受給者番号)					
支 払 住 所										(個人番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
										(役職名)					
氏 名										(フリガナ) ヒタチ タイチ					
日 立 太 一															
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
給 料 ・ 賞 与		500 000		0		1 760 000									
(源泉)控除対象配偶者		配偶者（特別）		控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く）		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)		同居住者である親族の数					
有 無 等 老 人		控 除 の 額		特 定 老 人		そ の 他 特 親		特 別		そ の 他					
有 従 有		千 円		人 従 人 内		人 従 人 従 人 内		人 内		人 人					
○		380 000		1		1									
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円					
		50 000													
(摘要)															
前職分 茨城株式会社 支給額 10,000 円 社会保険料額 0 円 源泉徴収税額 0 円														普C	
生命保険料の金額の		新生命保険		旧生命保険		介護医療保険		新個人年金		旧個人年金					
		円		円		円		円		円					

令和7年度税制改正により、所得税の『基礎控除』や『給与所得控除』の見直し、『特定親族特別控除』の創設が行われました。
年末調整など12月以降の源泉徴収事務に変更が生じておりますので、国税庁ホームページを御参照のうえ記入してください。

3 給与支払報告書の提出方法について

給与支払報告書の提出の際は、右図のように
①総括表②特徴給報③切替理由書④普徴給報（普通徴収とする理由（符号）を記入してください）
の順番でまとめてください。

